

消費税の設計シリーズ⑥ 金融活動税 (FAT)

政策調査部主任研究員

鈴木将覚

03-3591-1319

masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp

- 国際金融危機後、IMFは金融サービスに対する新たな課税方法の1つとして金融活動税 (FAT) を提唱した。
- FATには3つの種類 (FAT1~3) があるが、このうちFAT1は金融サービスに対する付加価値税 (VAT) であり、VATにおける金融サービスに対する課税欠如という欠点を補うものである。
- しかし、FATには仕入税額控除がないことから、VATにおける税の累積が悪化するという欠点がある。FAT導入の妥当性を高めるためには、こうした欠点の克服が必要である。

1. 金融活動税 (FAT) 提案の背景

2008年以降の国際金融危機を背景に、欧州では金融機関に対する課税を強化する動きが見られた。英国の銀行税など欧州各国での動きもあったが、より重要なのはEU全体で共通の金融サービス課税の導入に向けた動きが進展したことである。2010年以降、欧州委員会はトービン税¹の一種である金融取引税 (Financial Transfer Tax, FTT) と付加価値税の一種である金融活動税 (Financial Activities Tax, FAT) を検討した。そして、欧州委員会は2013年にFTTの導入に向けて動き出した。

欧州委員会におけるFTTとFATを巡るこれまでの動きは、概ね次のようなものである²。欧州委員会は2010年当初、IMF (国際通貨基金) と歩調を合わせてFATの導入がFTTよりも望ましいとの見解を示していた (European Commission, 2010)。これは、FTTが取引量に対する課税であるのに対して、FATが付加価値に対する課税であるため、FATの方が経済活動に対する悪影響が小さいからである。しかし、欧州委員会はその1年後にはFTTの導入に傾き、2011年9月にはFTT導入に関する理事会指令を公表した (European Commission, 2011a)。

European Commission (2012)によれば、新たな金融サービス課税の目的は主に2つある。1つは、金融危機への対応としての財源の確保と他の部門との課税上の公平性を確保することである。今次の国際金融危機では、欧米の金融機関経営者の強欲さや過度なリスクテイクが露呈され、かつ金融危機後には公的資金による金融機関の救済が行われたことにより、欧州では金融機関の行動に対して厳しい目が向けられていた。金融危機を作り出した当事者が相応の税負担を行うとともに、金融機関が税制上優遇されている状況を改めることが必要と考えられた。2つ目は、金融危機を引き起こすきっかけとなった投機的行為の抑制である。今次の国際金融危機では、そこに至る過程で過去にみられなかった

大規模な投機的な動きがみられた。高性能のコンピュータに自動的に高速で売買させる高頻度取引が普及し、かつ金融派生商品が元々のローン債権を離れて重層化したことで、分割・証券化されたローン債権の大量取引が行われた。

欧州委員会は、税収確保と投機的行為の抑制の両方を考慮に入れてFATとFTTを比較し、FTTに軍配を上げた。その理由として、FTTが投機的行為を直接抑制する効果を持つことが挙げられる。FATは、金融機関の付加価値に対する課税であり、取引量に対する課税ではないため、そのような直接的な効果を持たない。また、税収については、想定される制度設計ではFATでは93～303億ユーロの税収が上がるのに対して、FTTではそれが164億～4,340億ユーロになる（European Commission, 2011b, 2011c）。そして、FTTやFATの税収は欧州委員会に帰属し、その税収分だけ各国が拠出するEUの分担金が減ることとされている。FTTの税収の多くがロンドン市場からもたらされることを考えると、FTTが選択された背景には投機的行為の抑制や税収の確保といった純粋に経済的な理由だけでなく、フランスやドイツの政治的な思惑があったものとの見方が一般的である。しかし、理由はともかくとして、FTTという一種のトービン税がEU11か国を対象として2013年に経済・財務相理事会において容認され、2014年には第1弾として株式等に対して（2016年1月までに）FTTを導入するEU10か国の方針が表明された。

こうして欧州委員会がFATではなくFTTを選択したことから、FATはIMFが2010年にそれを提案した頃と比べると注目度が落ちてしまった感は否めない。とりわけ、現実の政策を考える政策当局の立場からは、FATはもしかするとあまり旬な話題ではないかもしれない。しかし、経済学的な観点からは、FATは付加価値税（Value Added Tax, VAT）を補完する役割を果たす提案として引き続き注目される存在である。これは、欧州委員会では金融危機への税制上の対策の目的の1つとして金融機関と他の産業との間の課税の公平性が掲げられたが、その最たるものがVATにおける金融サービス課税の欠如であり、FATはこの問題に対して真正面から取り組むための案と判断できるからである。

そもそも、VATにおける金融サービス課税欠如の問題は、欧州では以前から強く認識されていたものであり、たとえ金融危機が生じていなくても何らかの対策が講じられるべき問題であった。VATのなかで金融サービスが非課税になっているのは、金融サービスに対して課税することの技術的な難しさによる³。ATM手数料のような手数料の形をとるサービスであればVATを課すことができるが、利ざやの形をとる金融サービスはその付加価値を特定することが困難である。こうした技術的な問題をクリアするためにキャッシュフロー税を中心とした様々な提案がなされ、欧州委員会でもそれに対して長い間議論が行われてきた。そして、1990年代半ばには大手金融機関に対してキャッシュフロー税による金融サービス課税が実験的に導入されるまでに至った。しかし、そこでは実務上の問題点などが指摘され、キャッシュフロー税が本格導入されることはなかった。その後は、欧州委員会でも金融サービス課税の実質的な議論の進展はなく、金融サービス課税導入に向けた動きは下火になっていた。FATは、こうした流れのなかでその導入が現実味を持って迎えられる久々の付加価値税案と位置づけられる。そこで、以下では金融サービス課税の1つのあり方を考えるという問題意識から、FATの特徴及び問題点を検討することとしたい。

2. FAT の課税方法

FATの基本的枠組みは、金融機関の賃金と利潤に課税する加法方式の付加価値税である⁴。加法方式の付加価値税自体は新しいものではなく、これまでフランスやイスラエルでVATを補完する税として利用されてきた。FATは、基本的にはこれと同様のことを行うものである。

IMF (2010)によると、FATはその課税ベースによって3つのタイプ (FAT1, FAT2, FAT3と呼ばれる) に分けられる。FAT1は、金融機関の法人利潤と賃金を課税ベースとする加法方式の付加価値税である。FAT1は、消費課税ベースの付加価値税であるため、課税ベースに含まれる法人利潤は超過利潤のみであり、正常利潤は課税されない⁵。法人利潤に対する課税としては、キャッシュフロー法人税かACE (Allowance for Corporate Equity) の課税ベースが用いられることが想定される⁶。

FAT2とFAT3は、金融機関の儲けすぎの部分に対して課税するものであり、FAT1よりも課税ベースは狭い。FAT2は、FAT1の課税ベースとはやや異なり、賃金についても超過分 (レント) に対してのみ課税する。このような課税ベースが設定される背景には、金融危機前の欧米金融機関の賃金が他の産業と比べて著しく高かったことがあるが、実際に賃金のレントを特定することは容易ではない。FAT2では、金融機関と他の産業の賃金を比較するなどのアドホックな方法で賃金レントが特定化される。FAT3では、FAT2の課税ベースから法人超過利潤部分がさらに狭められて、一定水準 (例: ROE15%) を超える利潤率の部分のみに限定される。

図表1は、FAT1~3の課税ベースとそれによる税収の対GDP比を試算したものである (IMF, 2010)。FAT1の法人税部分は粗利潤から資本財購入を除いたもの、すなわちキャッシュフロー法人税が想定されている。FAT1の課税ベースを基に、賃金もレントのみが課税されれば、FAT2の課税ベースが得られる。さらに、法人利潤のうちROEが15%超となる部分だけが課税されれば、FAT3の課税ベースになる。

図表 1 FAT の課税ベース

(GDP比, %)

	FAT1				FAT2		FAT3	
	粗法人 利潤 [1]	資本財 購入 [2]	賃金 [3]	課税ベース [4]=[1-2+3]	超過 賃金 [5]	課税ベース [6]=[1-2+5]	法人利潤のうち、 ROE15%超の部分 [7]	課税 ベース [8]=[5+7]
フランス	1.4	0.8	2.7	3.3	0.3	0.9	0.5	0.8
ドイツ	1.5	0.3	2.3	3.6	0.3	1.5	0.2	0.5
イタリア	1.7	0.4	2.3	3.6	0.3	1.6	0.1	0.4
英国	2.8	0.7	3.9	6.1	0.5	2.7	0.6	1.1
日本	4.6	-	2.2	6.8	0.3	4.9	0.1	0.4
カナダ	3.0	1.3	3.9	5.6	0.5	2.2	0.3	0.8
米国	3.2	0.9	4.4	6.6	0.5	2.8	0.2	0.7

(注) G7諸国のみ抜粋。
(資料) IMF (2010)

3. FATにおける税の累積問題とその対応策

以下では、議論をFAT1に限定する（以下、単にFATと表記する）。FATは、消費者向け金融サービスに関してVATの補完的な役割を果たし、完全課税を実現するものである。消費者向け金融サービスに技術的に課税できないというVATの欠点を、金融機関の賃金と利潤に課税することで克服する。

この点を簡単な数値例で確認しよう。金融機関がA企業から仕入を行い、家計に対してのみ金融サービスを提供している状況を考える（**図表2**）。付加価値は、A企業が30、金融機関が20であるものとする。金融機関の付加価値は全て利ぎやの形で表される（すなわち課税売上がゼロ）ものとし、VAT及びFATの税率は10%とする。

FATがなければ、A企業の税額は3で、金融機関に対する課税がないからVATの合計は3のみである（**図表2の5行目**）。FATがある場合には、金融機関に対する税額が2となり、VATとFATの合計で税額が5となり、完全課税が実現する（**同**）。これが、FATの基本的な役割である。

しかし、金融サービスは家計のみならず企業にも提供される。FATは、企業向けサービスに関してVATの下で生じる税の累積を悪化させるという欠点を持つ⁷。これを、前述の数値例で考えよう。今度は、金融機関がB企業に金融サービスを提供するものとし、その後C企業がB企業から仕入を行って最終的に消費者に製品を販売するものとする（**図表3**）。それぞれの付加価値は、B企業が40、C企業が10とし、消費者価格は税抜きで100とする。このとき、VATだけを考えれば、生産・流通の途中段階に金融サービスに対する非課税措置があることから、非課税サービスを受けるB企業は仕入税額控除を使うことができず、税が累積してVAT合計額は13となり、非課税措置がない場合の標準的な税収である10を超える（**図表3の5行目**）。ここで、金融機関にFATが課されると、元々税の累積があった上に金融機関の税負担が加わることから、VATとFATの合計税額が15に増える（**同**）。VATとFATの合計で完全課税を目指すならば合計税額は10にならないといけないが、単純にFATを導入すると金融サービスの非課税化から生じるVATの税の累積が悪化してしまう。

FATは、VATを補完して金融機関の段階までの完全課税をもたらす性質を持ち、A企業と金融機関の付加価値の合計（50）に対して完全課税が実現する。しかし、金融機関が非課税のままであるため、B企業は仕入税額控除を使うことができず、その結果としてA企業に課せられた税額3が残ってしまう。この点はFATがない場合に生じる税の累積と変わらない。FATが課せられる場合には、これに加えてB企業がFATに対しても仕入税額控除を用いることができない分だけ税の累積が悪化する。

では、税の累積の悪化を避けるためにFATに対して仕入税額控除を認めるとどうなるであろうか。非課税措置のない純粋なVATでは仕入税額控除のおかげで税の累積が解消されるのであるから、FATにおいても仕入税額控除の利用を考えることは自然である。その際の問題の1つは、どの段階で仕入税額控除を認めるかである。税の累積で問題となるのは、金融機関の後段階にある金融サービスを受けた企業における税の累積であるため、まず金融機関の直後の企業、すなわちB企業にFATに関する仕入税額控除を認めることを考える。この場合には、当然のことながらFATがVATによる税の累積を悪化させることはない（**図表3の6行目**）。よって、この方法は税の累積の悪化という問題を解消する望ましいもの

のように思われるが、B企業の仕入（金融機関の付加価値）を正確に把握することが困難であるという実務上の問題がある。このため、Keen, Krelove and Norregaard (2010)は金融サービスの仕入をアドホックに特定する方法によって仕入税額控除を適用する方法がないわけではないが、それよりもFATの税率をVATの税率よりも低く抑えることによって税の累積の悪化を緩和する方が望ましいとの見解を示している。

図表2 VATとFATの税額（消費者向け金融サービス）

	A企業		金融機関		合計		VATとFATの合計
	付加価値 30		付加価値 20				
	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT	
1. 課税売上	30	—	(*)	—	—	—	—
2. 売上税額	3		0				
3. 課税仕入	0		(*)				
4. 仕入税額	0		0				
5. 税額（2－4）	3	0	0	2	3	2	5
6. 金融機関に仕入税額控除あり	3	0	－3	2	0	2	2

(注) VAT, FATともに税率は10%。(*)は、VAT制度から外れていることを示す。

(資料) みずほ総合研究所作成

図表3 VATとFATの税額（企業向け金融サービス）

	A企業		金融機関		B企業		C企業		合計		VATとFATの合計
	付加価値 30		付加価値 20		付加価値 40		付加価値 10				
	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT	
1. 課税売上	30	—	50(*)	—	90	—	100	—	—	—	—
2. 売上税額	3		0		9		10				
3. 課税仕入	0		30(*)		50(*)		90				
4. 仕入税額	0		0		0		9				
5. 税額（2－4）	3	0	0	2	9	0	1	0	13	2	15
6. B企業に仕入税額控除あり	3	0	0	2	9	－2	1	0	13	0	13
7. 金融機関に仕入税額控除あり	3	0	－3	2	9	0	1	0	10	2	12

(注) VAT, FATともに税率は10%。小数点以下は省略する。(*)は、VAT制度から外れていることを示す。

(資料) みずほ総合研究所作成

では、金融機関が仕入税額控除を使うことができる場合はどうであろうか。VATとFATを統合的に捉えて、(金融機関はFATによって課税されているので) 金融機関の仕入にかかるVATに対して仕入税額控除が認められるものとしよう。この方法は、金融機関が仕入を特定することができるため、税額を計算することができるという利点を持つ。金融機関が仕入税額控除を使えることで、(ゼロ税率のように) 金融機関の段階までのVATがゼロになり、FATの分だけがその後の課税ベースに含まれる(図表3の7行目)。VATに関する税の累積が解消する分だけ、VATとFATの合計における税の累積が縮小する。数値例では金融機関が納める税額はFATが2でVATが-3(両者の合計が負)となっているが、これは金融機関の付加価値がその前段階の付加価値よりも小さいことに依存しており、両者の付加価値の相対的な大きさが逆である場合には、金融機関の税額は負にはならない。いずれにおいても、仕入税額控除のないFATの場合と比べると金融機関の税額が小さくなることは同じである。

但し、こうした方法にも問題がある。第1に、非課税の場合に生じる自己供給バイアスと逆の現象が生じることである(Keen, Krellove and Norregaard, 2010)。一般に、VATにおける単なる非課税措置の場合には、生産段階が垂直統合することで税の累積が避けられるため、企業に仕入財を自己で供給しようとするバイアスが生じる。これに対して、金融機関に仕入税額控除が認められる場合には、生産過程を分離した方が有利になるため、逆に金融機関にアウトソーシング・バイアスが生じてしまう。

第2に、金融機関に仕入税額控除が認められると、消費者向けサービスについては課税ベースが毀損する。消費者向けサービスについては、金融機関に対するFATは仕入税額控除なしに導入されることでVATと合わせて完全課税となる。金融機関に仕入税額控除を認めると(ゼロ税率のように)それまでに課されたVATがゼロになってしまい、税収は金融機関に対するFATのみとなる(図表2の6行目)。

こうした欠点を補うために、金融機関に認められる仕入税額控除を限定的なものにするという方法も考えられる。仕入税額控除を上手く制限することによって、アウトソーシング・バイアスの問題と消費者向け金融サービスの課税ベース毀損の問題の双方が緩和される。実際に、オーストラリアのGST(付加価値税)では金融サービスの非課税化から生じる金融機関の自己供給バイアスを解消するために、75%の仕入税額控除(Reduced Input Tax Credit, RITC)が認められている。同様の手法をFATにも適用できるかもしれない。例えば、アウトソーシング先の企業の売上が100、付加価値が75、仕入が25であるとき、金融機関が使える仕入税額控除を75%に限定すれば、金融機関のアウトソーシング・バイアス(及び自己供給バイアス)が解消する。

4. FATにおけるクロスボーダー取引課税の問題

では、FATではクロスボーダー取引に対してどのように課税すべきであろうか。1つの方法は、VATと同じように輸出品に対してゼロ税率を適用、輸入品に対して課税する仕向地主義課税である⁸。企業利潤の部分に関してキャッシュフロー法人税が課される場合を考えると、輸出品に対してゼロ税率を適用すると、仕向地主義では国内取引から生じるキャッシュの流入のみが課税されることになる。賃金部分については、輸出に関連する賃金が控除され、輸入に関連して海外で生じた賃金が課税されることになる。

しかし、こうした課税方法は実際には実現が難しい。また、こうした実務的な問題がクリアされたとしても、たとえ全ての国が仕向地主義のFATを導入した場合でも、FATでは金融サービス輸出が課税されないことがないため、金融サービスを輸入するインセンティブが生じるという問題が残る。これによって、現状の金融サービスの非課税化の下で生じている金融サービスに関する輸入バイアスが助長されてしまう。こうした理由により、Keen, Krelove and Norregaard (2010)ではFATは源泉地主義で課税すべきとされている。

5. おわりに

以上のように、FATは長年の課題である金融サービス課税を実現する1つの方法と解釈され、金融サービス課税のあり方に一石を投じるものである。FATは、VATと合わせて家計向け金融サービスに対する完全課税を実現する一方で、企業向け金融サービスについて税の累積問題を悪化させるという性質を持つ。このため、少なくとも原理的にはFATの仕入税額控除を金融サービスの購入企業に認める、もしくはFATの導入とともにVATの仕入税額控除を金融機関に部分的に認めるなど何らかの対応策が必要と考えられる。

日本では、消費税率引き上げに伴って金融サービス課税の問題が大きくなっていき、今後FATやその他の金融サービス課税の潜在力に期待がかけられる時期がくるかもしれない。その際には、様々な金融サービス課税案が公平性や実現可能性などの観点から比較検討されることになろうが、FATもそのなかの有力案として金融サービス課税の議論のなかで重要な役割を果たすことであろう。

【参考文献】

- European Commission (2010), *Communication from the Commission to the European Parliament, The Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Taxation of the Financial Sector*, COM(2010) 549 final.
- European Commission (2011a), *Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, COM(2011) 594 final.
- European Commission (2011b), *Impact Assessment: Accompanying the Document Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, Commission Staff Working Paper, SEC(2011) 1102 final.
- European Commission (2011c), *Executive Summary of the Impact Assessment: Accompanying the Document Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, Commission Staff Working Paper, SEC(2011) 1103 final.
- European Commission (2012), *Proposal for a Council Decision Authorizing Enhanced Cooperation in the Area of Financial Transaction Tax*, COM(2012) 631 final/2.

IMF (2010), *A Fair and Substantial Contribution: A Framework for Taxation and Resolution to Improve Financial Stability, Report to the G20*, Washington DC: International Monetary Fund.

Keen, Michael, Russell Krelove and John Norregaard (2010), “The Financial Activities Tax,” In S. Claessens, M. Keen and C. Pazarbasioglu (eds.), *Financial Sector Taxation: The IMF’s Report to the G-20 and Background Material*, Washington DC: International Monetary Fund.

國枝繁樹 (2012) 「金融危機後の金融関連税制」(証券税制研究会編『証券税制改革の論点』日本証券経済研究所)

鈴木将覚 (2009) 「VATにおける金融サービス課税－非課税化の問題とその対応策」(みずほ総合研究所『みずほ総研論集』2009年Ⅱ号)

鈴木将覚 (2014a) 「消費税の設計シリーズ①消費税の課税ベース」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』)

鈴木将覚 (2014b) 『グローバル経済下の法人税改革』京都大学学術出版会

鈴木将覚 (2015a) 「消費税の設計シリーズ④非課税とゼロ税率」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』)

鈴木将覚 (2015b) 「消費税の設計シリーズ⑤消費税と法人税の関係」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』)

諸富徹 (2013) 「EU金融取引税の制度設計と実行可能性」日本財政学会第70回大会報告論文

¹ 経済学者トービンが提唱した投機目的の短期通貨取引の抑制を目的とした取引税。

² 欧州委員会におけるFTTとFATを巡る議論の展開については、國枝(2012)や諸富(2013)が詳しい。

³ 金融サービス課税に関する詳細は、鈴木(2009)を参照されたい。

⁴ VATの課税ベースについては、鈴木(2014a)を参照されたい。

⁵ 消費課税ベースの意味についても、鈴木(2014a)を参照されたい。

⁶ ACE及びキャッシュフロー法人税については、鈴木(2015b)を参照されたい。また、FATではキャッシュフロー法人税はR+F(実物取引+金融取引)ベースである。その辺の詳細については、鈴木(2014b)を参照されたい。

⁷ 非課税措置が引き起こす税の累積に関する簡単な説明は、鈴木(2015a)を参照されたい。

⁸ 仕向地主義の法人税については、鈴木(2015b)を参照されたい。